

一兩名カ労働者側ヲ代表シ爭議職工ニ名ト共ニ工場
 主ヲ訪問シ要求事項ニ対スル工場主側ノ誠意ヲル回
 答ヲ要望シタルニ工場主側ヨリ宮島徳太郎代表トナ
 リ本月廿一日ノ回答ヲ固持シテ譲ラズ結局職工側ニ
 於テハ者工場側ニ於テ及松考慮セツレタキ旨申入レ
 會見ヲ了セリ
 右及申(通)報候也



済社第六三六號

昭和四年三月廿七日

警視總監 宮田光雄



内務大臣望月圭介殿

社會局長官殿

京都大阪神奈川各府縣知事殿

村田文泉閣工場労働爭議ノ件

要旨

- (一) 工場主側ニ於テハ日ヲ短シニシテ職工ノ健康ヲ損傷スルニ鑑ミ態度益々強硬トナリ
- 本月廿四日ニ至リ職工七十名ヲ以テ大休ニ於テ支障ナク作業ヲ全續ス
- (二) 本月廿四日午後三時労働者側方折衝アリシモ何等得ル所ナク會見ヲ了ス
- (三) 労働者側ニ於テハ連日工場側ト交渉スルモ全然得ル所ナキヨリ不穩當ナル対策
- ヲ講ジツアリテ爭議解決ノ機向アリ

第 4. 3. 29
 448